

第一條 四割金制度之撤廃

(イ) 無届欠勤 一円

(ロ) 早出欠勤 五十円

(ハ) 遅刻一回 五十円

(ニ) 不良品に對する四割金

右之四割金制度を撤廃すること

第二條

(イ) 賃金二割値上

(清員制度を止め日給制度にすること)

(ロ) 朝鮮人の賃金を日本人と同一天にすること

第三條 定時同外労働に對する手当制定

(イ) 早出時間に對して五割の手当を支給すること

(ロ) 殊業時間に對して五割の手当を支給すること

(ハ) 徹夜業に對し拾割の手当を支給すること

第四條 退職手当の制定

(イ) 六ヶ月未満 二十百分

(ロ) 一ヶ年未満 三十百分

(ハ) 一ヶ年以上五ヶ年近は 一ヶ月を増す毎に二百分

を加算すること

(ニ) 五ヶ年以上は一ヶ月を増す毎に三百分を加算すること

第五條 作業道具及消耗品會社持すること

第六條 工場設備の完成

(イ) 危険防止設備の完成